令和2年度随意契約結果表

Let 기가 크므 스	ン <u>ナ</u> トゥ 41、-ケッ・カロ 41、-ケッ・ハハ マケニロ
担当課名 	学校教育部教育総務課
案件名	手指消毒用アルコール購入
案件の概要	ヒビスコールSH 17% 250缶
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和2年5月8日
契約の相手方	サラヤ株式会社近畿支店神戸営業所
契約金額	¥7,218,750 (うち消費税¥656,250)
契約期間	契約の日~令和2年5月29日まで
随意契約とした理由	新型コロナウイルス感染症については、指定感染症として定める政令等が施行され、感染拡大を防止し、また安全で安心な学校教育の環境確保を図る必要がある。現在、全国に緊急事態宣言が発令され、市内、公立学校における安全対策については、国の令和2年4月補正予算において、学校における感染症対策事業として、基本的な感染症徹底を図る上で必要となるマスクや消毒液等の購入を支援することとされている。新型コロナウイルス感染症の対応については、手洗い、うがい、手指のアルコール消毒が有効とされているが、手指消毒用アルコールについては、全国的にも非常に品薄な状態が続いており、今後もこの状態が当面の間継続するものと予想され、当該物品を確保できる見込みのある業者を1社に絞り、購入価格や数量等の協議を行い、緊急に確保していく必要がある。今回、本物品を購入する相手方は、学校給食や病院等において消毒薬を取り扱っている業者であり、緊急の調達である目的物を納入することができることを踏まえ、緊急の必要がある場合【自治令167条の2第1項5号】により、単独随意契約を行うものである。
随意契約とした 法的根拠	地方自治法施行令167条の2第1項5号 【緊急の必要がある場合】